

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり公布する。

令和4年3月29日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町条例第8号

永平寺町議会委員会条例の一部を改正する条例

永平寺町議会委員会条例（平成18年永平寺町条例第156号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「総務課」の次に「、契約管財課」を加え、「、税務課」を削り、同条第2号中「住民生活課」を「住民税務課」に改め、「子育て支援課」の次に「、永平寺支所、上志比支所」を加える。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。